

## 会議録

件 名	第 2 回文化財保存活用地域計画作成協議会	作 成 課	教育委員会 管理部文化財課
日 時	令和 6 年 8 月 9 日（金） 14 時 00 分～16 時 40 分		
場 所	東別館 9 階特別中会議室		
出 席 者	文化財保存活用地域計画作成協議会委員 13 人（代理出席 1 人、欠席 2 人） オブザーバー 4 人		
会 次 第	<p>○講話</p> <p>(1) 文化財保存の意義について</p> <p>(2) 郷土芸能復活の取組について</p> <p>(3) 振り返り、質疑応答</p> <p>(4) 文化財の保存と活用について</p> <p>(5) 鹿児島県文化財保存活用大綱について</p> <p>(6) 振り返り、質疑応答</p> <p>○報告事項</p> <p>(1) 計画案(序章、第 1 章)について</p>		
主な内容等	<p>(○委員 ●事務局 ※アドバイザー)</p> <p>(1) 文化財保存の意義について</p> <p>● 文化財の保存について考えるとき、文化財の種類や形態にもよるが、指定や登録をしていく事は 1 つの手段である。文化財の指定等に関わった豊富な経験を基に、なぜ文化財を保存していくのかという点についてお話いただき、文化財の保存・継承を通して、どのようなまちづくりをするのか考える時間にしたい。</p> <p>※ 明治日本の産業革命遺産(2015 年 7 月登録)について、1994 年から動いていた。県や市に依頼し、集成館の中にある反射炉などの発掘調査を始めた。私見であるが、近代化遺産の継承に関心が寄せられるようになったのは、いわゆるバブル崩壊後で日本経済界が自信を失い、もう一度、日本の原点である日本の近代を考えてみようという動きだったように思う。日本の近代化というのは、西洋の物真似だけをしたのではなく、日本人の勤勉さに積み重ねられた在来の技術の集積があったからこそできたのではないかという視点で再評価した。</p> <p>その後、九州各地の近代化遺産をまとめれば世界遺産登録の可能性があると云われ、そこから県に働きかけ、九州地方知事会において政策連合の項目とすることに採択してもらい、ここから本格的な動きが始まる。</p> <p>なぜ、九州に近代化遺産が残っていたかという点、長崎があったことが大きい。中でも薩摩藩は琉球を支配しており、琉球にも頻りに外国船が来ていたことから、砲艦外交を展開するために積極的に技術獲得に努めていた。</p> <p>2009 年にはユネスコが「九州・山口の近代化産業遺産群」を世界遺産暫定リストに記載し、6 年後に世界遺産に登録された。</p> <p>文化財を見出し・発見し、文化財に指定等して保存・活用していく事は、日本人のアイデンティティにもつながる。地域計画の作成は、鹿児島市の誇りや背骨につながる取組みであると考えます。</p> <p>(2) 郷土芸能復活の取組について</p> <p>● 歴史や文化は私たちの生活の上に成り立っていると考える。少子化や高齢化、人口減少、地域の希薄化といった社会の変化は、そのまま文化財の保存の問題とも結びついていく。文化財の保存と活用を考えるにあたり、行政だけではなく、それぞれの地域で「自分たちの地域をどうしていきたいのか？」を考える時期に来ていると思う。地域の課題と文化財が繋がっていることを意識しながら、ではどうしたらよいかを一緒に考える時間にしたい。</p>		

※ 玉利の鎌手踊りは下福元町の玉利地域に 240 年前から伝わる郷土芸能。豊作祈願、無病息災を祈っている。保存会の最少年齢は 81 歳。

外部の人間が地域の郷土芸能を引き継ぐことへの抵抗があり、何度も何度も地域に足を運んだ。

谷山でも空き地が増えてきて地域の衰退が見られる。多くの人は地域活動に興味がない。仮に興味があっても、休みを返上してまで活動したくはない。一度保存会に入ってしまうと抜けられないという恐怖もある。

そこで、学校の授業の一環として活動することを考えた。「授業中に実施する（放課後は生徒も部活等で忙しい）」「勤務時間内の活動とする（教師が自分の時間を削るのは難しい、継続してやれる）」「ボランティアで活動しない（玉利地区からの依頼は受けるが、それ以外は受けない）」。

持続可能であるためには、ウィンウィンの関係が必要。学校としては教育機関であるため、活動目的は教育とつながることが必要。

生徒側も練習を積み重ねるにつれて、自己肯定感が上がるなど色々な所に繋がっている。また、現場に飛び込んで、地域の課題に触れることで色々と思うこともある。当面の課題は資金不足。近日中にクラウドファンディングも開始する。

### (3) 主な質疑

○世界遺産登録までの資料の経過を見ると、自治体が出たり入ったりしている。その辺のいきさつ、最終的な納得を得られた部分は何だったのか。

※最初は九州・山口をつなごうという話だったが、世界遺産の主たるテーマをどこに置くかによって、自治体の出入りがあった。

○復活の取組を見て、地域の方たちに変化はあるのか。

※地域の人たちがどう変わっていくのか、という事は学校内でも言われている。それが次の課題である。

### (4) 文化財の保存と活用について

● これまでの文化財行政は、どちらかと言えば保存に力を入れてきたが、今後は保存と活用という両輪を回していくうえで、どのようにバランスを取ったら良いのかを考える時間になりたい。

○ 保存あつての活用、活用あつての保存だと考えている。文化財の活用で最も一般的なことは「公開」である。外観、内部の公開をするだけでなく、周辺の景観の整備や、調度品など当時の姿を見せていく事が大事。かつての姿・空間の再現、世界観に触れられることが求められている。公開からプラスしてどう活用していくのか。継続した事業として、文化財の持つ機能や用途を維持しながら、かつてのとおりを使い続ける事が活用につながる。

そのまま使い続ける公開から、近年増えてきているのが新たな利用。例えば、建物の本来の機能が衰えてきたところに、新しい機能・用途を加えて利用する。

文化財を活用していく事によって、交流人口が増え、定住人口が増えるという流れもある。出水の武家屋敷などもその一例。

仙巖園を参考に話をすると、見せ方もその時代によって変わってきている。最初期は、御殿を茶室として貸出し、かつての姿を公開していくように変更した。最近では自由観覧に変え、時間の制約もなく、長く滞在できるようになった。写真撮影を可能にした結果、SNSへの投稿も増えて、口コミによる入場者も増えていった。そこから大事なのがリピーターの獲得。定期的に調度品を変えながら、来場者の満足度を高めている。また、近年力を入れているのがコラボ展。あくまでも鹿児島や島津家につながりがあるといったストーリーを持って行っている。ポップカルチャーとのコラボによって若年層がターゲットになる。他にも、体験館を 2 年前にオープンしたことにより、ファミリー層の獲得につながった。

なぜこれだけ活用しているかという点、保存のための活用であり、活用は保存のためのもの。HPには「入場料は文化財庭園の維持管理及び文化財の修復に活用させていただきます」と記載している。適切に保存したものを活用に生かして、保存と活用のサイクルを回している。

(5) 鹿児島県文化財保存活用大綱について

● 市町村が文化財保存活用地域計画を作成するにあたっては、県の大綱も勘案する必要があることから、行政視点での文化財の保存と活用について考える時間としたい。

○ 大綱は、令和4年2月に策定した。

まずは、文化財保護法について。昭和26年法隆寺の金堂の火災によって壁画が焼失したことを受けて、議員立法によって成立した法律。文化財の保護は保存と活用、両方のことを言う。

直近では、平成31年の法改正によって大綱や地域計画の制度などが組み込まれ、令和3年の改正では無形民俗文化財(食文化など)の登録制度が盛り込まれた。

文化財の活用に求められる質が変化してきた。2020年のオリンピック開催が決定し、観光立国が国の方針になった。一方で、文化財の担当は教育委員会が多いので社会教育や生涯学習といった観点では活用ができていたが、なかなか「稼ぐ」という視点では活用ができていない状況があった。文化財を各自治体の施策に位置づけ、具体的な行動を起こしていくための方針が必要になり、地域計画の作成という流れになった。

大綱は大まかな内容が記載されており、具体については各市町村の地域計画で記載していこうという立て付けになっている。つまり、大綱とは県全体の文化財の保存・活用に関する基本的な方向性を明確化し、県内における各種の取組を進める上での共通の基盤とするものである。

(6) 主な質疑

○私も仙巖園には1回しか行ったことがないが、2回目のきっかけを作るとというのが難しいと分かった。今後の展望があれば教えてほしい。

○鹿児島の歴史なんて知らない、文化財なんて知らないという人にも訪れたいものを作るのが自分たちのやり方。興味を持ってない人に興味を持たせる施策を打っていく。例えば、アクティビティと仙巖園とか。最終的には鹿児島の歴史につなげていく。

報告事項

(1) 計画案(序章、第1章)について

概要の説明を行い、後日、メールにて意見聴取を行う旨を説明し了承された。